

# 災害時における応急生活物資の供給及び 帰宅困難者の支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶等により帰宅が困難となった通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合における帰宅困難者の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、飲料水、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

## （協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1） 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給

（2） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報等の提供

（3） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うもの

とする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、愛媛県内にあり、かつ、同項の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。
- 4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であつて、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める

ものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年5月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

加戸 幸所

東京都豊島区東池袋4-26-10

乙 株式会社ファミリーマート

専務取締役 総合企画本部長

播磨 集一 社

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おにぎり、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品及 び生活雑 貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達又は製造可能な物資	